

池三スポーツクラブ誕生!!

年をとっても若くても、障害があってもなくても、みんなが安心して住み続けられるよう、地域のお知り合いを増やしたい、そんな思いで開催します。だれでも参加して楽しめる活動の場です。一緒にいろいろなスポーツに参加してみませんか？

※今注目のポッチャに挑戦!

日時 平成31年1月21日(月)
2月18日(月)
午後1時30分～3時30分
場所 池尻区民集会所 第1会議室

※ポッチャとは……

ヨーロッパで生まれた障害者の為に考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。



ポッチャ用具一式



ポッチャに挑戦中



ポッチャに挑戦中



判定中

★川柳を募集します★

心温まる川柳や、思わず笑ってしまう川柳を作ってみませんか？

応募して頂いた作品は次号の『わんぱち』にて掲載します。匿名でもかまいません。ふるってご応募お待ちしております。(ペンネームでも可) 応募方法：池尻まちづくりセンター1階の川柳BOXにご投函下さい。

用紙は自由です。

★我が子より スマホが大事 若いママ 匿名希望

★初春に 還暦むかえ 子は巣立ち 大塚 保 匿名希望

★甘酒の 温もり嬉し 若い二人

●「わんぱち」は、池尻まちづくりセンターで配布しています。また、区のホームページには、「わんぱち」をはじめとして、地区の情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

池尻まちづくりセンター 検索

行事予定

- 毎月第1日曜日 お花広場の手入れ
- 1月19日(土) 古着・古布回収
- 2月9日(土) 防災講演会
- 2月中旬 さぎ草植え込み講習会
- 3月3日(日) 子どももちつき大会
- 3月30日(土) 春の歩こう会
- 6月 池尻・三宿 音楽サウン
- 6月 お花広場の植え付け
- 6月 古着・古布回収
- 6月 前期 池尻・三宿クリーンDAY
- 7月 池尻稲荷神社盆踊り
- 7月 さぎ草展示会
- 7月 さぎ草花後の管理講習会
- 8月 夏季レクリエーション

広報部会員

池尻東親会	錦織 晶子	池尻4丁目町会	津村 和代
池尻西町会	落合ともこ	池尻団地自治会	野田 俊和
池尻南睦会	滝澤 尚美	三宿自治会	萩原 修
池尻北自治会	山田 郁枝	三宿北町会	高久みどり



わんぱち

発行者 身近なまちづくり推進協議会広報部
事務局 池尻まちづくりセンター
TEL 3413-1843
FAX 5486-7664

●●● 8町会内で行っている活動を紹介します。 ●●●

【 都営池尻2丁目アパート 『サポートなごみ』 】

2013年から池尻団地有志により、高齢者また体の不自由な方が外へ出ることが不安だったり、引きこもりがちにならない様に、サポートをしようという主旨で毎月1回を基本として始めました。

◆ 取り組み内容 ◆

池尻テイホーム、テイホーム三宿、小規模多機能様にご協力をお願いし、送迎バスを出して頂き、三軒茶屋周辺の用足しが主になっています。日によっては2巡回してもらう場合も有り、ご協力に感謝しております。尚、池尻団地内のみならず、他町会の方もボランティアのスタッフとして参加されています。

お手伝い出来る内容は、銀行、郵便局、役所へ同行、必要であれば車椅子を使用しお買い物のお手伝い、お買い物の代行も可能です。

◆ 事例 ◆

お買い物のお手伝いは三軒茶屋、碑文谷、その他に専門講師を招き健康管理の講座、夏バテ防止講習会、口腔ケア講習会なども開き、食事会(年1回)は、料理を作るところから参加して、みんなでおしゃべりしながら作り、食べる、コミュニケーションの場にもなり好評です。食事会の参加費は500円以内と心掛けています。



【 池尻南睦会 廃品回収活動 】

池尻南睦会の廃品回収は50年続いております。5代の町会長が関わってまいりました。回収した衣料品のうち、状態の良いものを、その場で選別してミニボロ市として販売し大盛況の時代もありましたが、現在回収は新聞紙・雑誌・ダンボール・アルミ缶を毎月(8月はお休み)第3土曜日に4人態勢で町会所有の軽トラックとリヤカーを使って行っております。紙類はその場で回収業者に引き渡しており、アルミ缶は区より貸与されている缶プレス機で潰して約2ヶ月に1回業者に売っております。区からの報奨金とアルミ缶の売り上げは共同募金と歳末助け合い募金の一部としております。南睦会では毎月の廃品回収が募金活動です。



回収作業中



集まった段ボール



缶プレス機

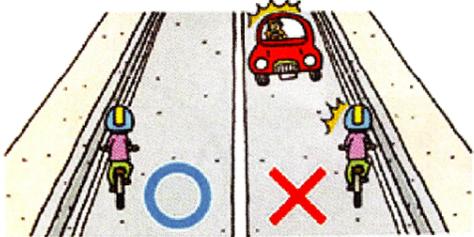
自転車のルール 知ってますか？ 守ってますか？

自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転による交通事故も発生しています。ここでは、自転車を安全に利用するために皆さんに守っていただきたいルールとマナーをご紹介します。自転車は軽車両です。

自転車安全利用五則

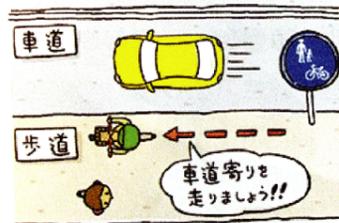
① 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「車両」と位置付けられていますので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。



② 「車道は左側を通行」

自転車の右側通行は禁止されています。自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。また、自転車が通行することができる路側帯は道路の左側部分に設けられたものに限られます。



③ 「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」

歩道は歩行者優先です。自転車のベルを鳴らさない、スピードを落とす。歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。



④ 「安全ルールを守る」

●夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯

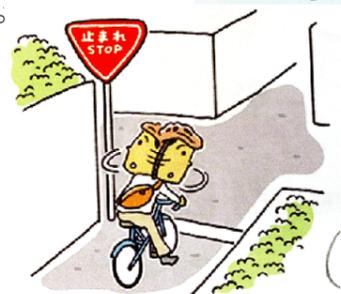
(または反射器材)をつけなければなりません。

- 飲酒運転は禁止
 - 二人乗りは禁止
- 6歳未満の子どもの幼児



用座席に乘せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

- 並進は禁止
 - 信号を守る
- 「歩行者・自転車専用」の信号機がある場合は、その信号に従い、安全を確認して横断しましょう。
- 交差点での一時停止と安全確認
- 「止まれ」の標識がある無いかかわらず必ず一時停止しましょう。



⑤ 「子どもはヘルメットを着用」

●自転車同乗中幼児の約4割が頭部損傷

6歳未満の幼児を同乗中に事故に遭った場合、幼児が頭部を損傷する危険性があります。乗車用ヘルメットを子どもに着用させましょう。

●ヘルメットは正しく着用を

ヘルメットを選ぶ際は、実際に子どもにかぶらせて、子どもの頭のサイズに合ったものを選んでください。頭部を守るためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。眉毛のすぐ上まで深くかぶらせ、あごひもをしっかり締めましょう。



子供を乗せたまま自転車を離れてしまうのは危険です。子どもの安全を守るのは、保護者の責任です。

.....事故の結果が怖い.....

自転車同士の事故 賠償金額 3,730万円

Y運転の自転車が、信号機による交通整理の行われていない三叉路の交差点を左折したさい、対向車線を進行してきたA(70才男性年金生活者)運転の自転車と衝突した。YとAは転倒し、Aは脳挫傷、脳内出血、急性硬膜下血腫の障害を負った。病院で緊急手術をしたものの植物状態に陥り、事故の1年4ヶ月後に入院したまま慢性気管支炎を発症したことにより肺炎を併発し死亡した。
(平成14年6月11日 大阪地方裁判所判決)

賠償金額 9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
(平成20年6月5日 東京地方裁判所判決)

自転車事故の賠償事例



自転車と歩行者の事故

賠償金額6,779万円

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し、交差点に進入し横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。
(平成15年9月30日 東京地方裁判所判決)

賠償金額9,521万円

男子小学生(11才)が夜間帰宅途中で自転車で走行中の女性(62才)と正面衝突、女性は頭がい骨骨折等の障害を負い意識が戻らない状態となった。
(平成25年7月4日 神戸地方裁判所判決)

★自転車保険に入りましょう★

自転車べからず集

(こんな事、あんな事やっていませんか)



- ★信号無視
- ★傘さし運転
- ★スマートホン、携帯電話を使いながらの運転

★イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転



★夜の無灯火運転



★歩道で前を歩くひとにベルを鳴らす。
(トラブルの元)

取り締まりが厳しくなりますよ